



摂津市多胎児移動支援サポーター派遣事業のご案内



【目的】

多胎児を連れての外出が難しい世帯に対して、サポーターを派遣して外出の援助を行います。

【主な移動支援の目的】

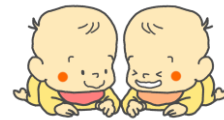
- ・乳幼児健診
- ・産婦健診
- ・予防接種
- ・幼稚園や保育所の見学
- ・つどいの広場の利用
- ・市役所での保育所入所申請
- ・日用品の買い物

【利用できる人】

- ・申請日及び利用日において市内
在住で産後3年未満の多胎児を
養育している人

【多胎児とは?】

- ・双子以上の乳幼児です



【利用回数、時間等】

◇利用回数

多胎児の月齢・利用期限	利用回数
産後1年を経過する日まで	4回
産後1年～産後2年を経過する日まで	2回
産後2年～産後3年を経過する日まで	2回

◇回数・時間：1日1回・3時間以内

◇利用料：無料

【利用までの流れ】

- ①利用相談・申請：市役所6階出産育児課へご連絡ください。
(申請は郵送・メールでも可)
 - ②可否決定通知書をご自宅へ送付します。
 - ③実施事業所(NPO法人キッズぽてと)に利用希望の原則14日前までに利用希望
相談をしてください。
- ※事業所の状況によっては利用できない可能性があります。
- ④事業所と日程調整後、当日サポーターがご自宅を訪問し、移動のサポートをします。
 - ⑤利用日の変更やキャンセルについては、必ず利用日前々日の16時までにご連絡
ください。

※以降のキャンセルの場合、1回実施したとみなします。



裏面もご参照ください。

【サポーター派遣事業所】

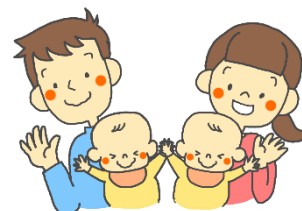
事業所名	所在地	電話番号
NPO 法人キッズぽてと	摂津市正雀本町 1-28-6	06-7503-2515

※毎週火・日曜日はお休みです。

【その他留意事項】

- ◇サポーター派遣事業所の登録や派遣状況により、ご希望に添えない場合があります。
- ◇悪天候や警報発令時などにおいて、やむを得ず派遣を中止する場合があります。
- ◇利用者やサポーターに感染症が疑われる場合、派遣を中止します。
- ◇サポーターや職員への暴言等、引き続いてのサービス提供が困難であると認められる場合、予告なくサービスの提供を中止する場合があります。

申請用紙等はコチラまで



他にこのような制度もございます。お気軽にご相談ください。

ファミリー・サポート・センター

「子育ての手助けをしてほしい方」と「子育てのお手伝いをしたい方」がお互いに助け合う会員制の育児支援ネットワークです。

【依頼会員】

生後3ヶ月～小学校6年生までの子どもがいる方で、子育ての手助けをしてほしい方。

【援助会員】

子どもが好きで育児支援に理解のある方で、子育てのお手伝いをしたい方。

詳しくはコチラまで
摂津市社会福祉協議会 HP



【お問い合わせ】

〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号

摂津市役所 出産育児課

TEL:06-6170-2181、FAX:06-6170-2182

E-mail:shussan-ikuji@city.settsu.osaka.jp

中面に Q&A もあるので、参考にしてください。

